

平成30年2月1日

関係各位

名古屋税関

**名古屋税関コンテナ検査センター大型X線検査装置の更新工事
期間中における貨物検査場所等について**

平素から税関行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、名古屋税関コンテナ検査センター（愛知県海部郡飛島村西浜28）の大型X線検査装置につきましては、本年3月1日（木）から約6か月間、更新工事を行うこととなりました。

これに伴い、名古屋港地区（本関並び稲永、南部及び西部の各出張所の管轄地域）に蔵置される貨物のうち、監視部が行う検査については、原則、下記のとおり実施させていただきますので 関係者の皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 貨物検査場所等

従来どおり、検査は、

(1) 名古屋コンテナ検査センター併設検査場

又は、

(2) 西部出張所コンテナ検査場

において実施します。

ただし、従来から本関改品検査場で検査を実施していた本関の管轄地域に蔵置される貨物については、引続き、当該検査場で検査を実施します。

※検査に際しましては、必ず検査立会いが必要となります。

※検査日時・場所の指定は、監視部貨物検査第1部門が行います。

2. 工事期間

本年3月1日（木）～同年8月末（予定）

3. 検査実施日時及び場所の調整窓口

愛知県海部郡飛島村西浜28（名古屋税関コンテナ検査センター内）

監視部貨物検査第1部門 電話 0567-55-0089、2665

本件お知らせに関するお問い合わせ先

名古屋市港区入船2-3-12

名古屋税関監視部管理課 電話 052-654-4056